

高等学校に在籍する肢体不自由生徒の学校生活における

支援の現状と課題についての検討—保護者へのインタビュー調査から—

横浜国立大学教育学部

高野 陽介

星槎国際高等学校

本 純佳

横浜国立大学教育学部

泉 真由子

I. はじめに

肢体不自由とは、「身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記等の日常生活動作が困難な状態」と定義されている（文部科学省，2013）。インクルーシブ教育の推進の影響もあり、義務教育を終えた肢体不自由生徒が一般の高等学校に進学するケースは増加しており、平成 25 年度公立高等学校入学選抜における「障害のある生徒」に対する配慮の件数（文部科学省調査）をみても、肢体不自由のある受験生に対する配慮件数は前年度と比較し 91 件増加していた。また、松浦・城戸・田丸（2008）によれば、近年、筑波大学附属桐が丘特別支援学校では、通常の高齢学校に在籍する肢体不自由生徒からの教育相談が増えており、内容としては、卒業後の進路選択や大学入学後の支援を依頼する関係機関についての情報提供など、進路指導に関する相談が増加していることを報告している。一方で学習や生活支援に関する相談は極めて少ないことが指摘されており、小中学校での生活経験で身につけてきた方法で高等学校での生活上の不便さに対応できたため、新たな支援の必要性が少ないのではないかと推察している。

高等学校への入学を希望する肢体不自由生徒が、学校施設のバリアフリー化が進んでいないことや教員の障害理解不足等を理由に進学を諦めているケースがあることは報告されているが（白石，2003）、実際に高等学校に在籍する肢体不自由生徒の教育支援体制、当事者・学校関係者等のニーズや困難等について、その実態が十分に把握されていなかった。そこで高野・泉（2019）は、高校進学や高校生活においてどのような困難さやニーズを

もっているのかを把握するために、肢体不自由生徒本人に対して質問紙調査を実施し、友人・対人関係に問題を抱えている生徒が多く在籍していることや体育の授業内容や成績評価に不満をもっていること等を明らかにしている。一方で学校関係者は、このような学習・生活上の困難さに対応するためには、生徒本人に加えて保護者の意向を把握することが重要であることを指摘し、また可能な範囲で保護者に学校生活をサポートしてもらいたいと考えていたことを報告している（高野・泉，2016）。本多（2006）も、保護者が送迎や学校との話し合い等、子どもの学校生活に大きくかかわっていることを指摘した上で、肢体不自由児者の支援向上のためには保護者の学校生活に対する考えや意見を集約しておくことが極めて重要であるとしている。しかしながら、実際に高等学校に入学した肢体不自由生徒の保護者が、学校生活を送る上で高校側や周囲の子ども達に対し、どのようなサポートを求めているのか、また学校生活からどのような課題を感じているのかという点について検討した先行研究はみられない。

そこで本研究では、高校入学から卒業までの肢体不自由生徒の学校生活を支える保護者の考えや具体的に行っている支援の状況、その中で実感した課題を明らかにすることを目的とした。

II. 方法

1. 研究対象者

平成26年度に、X県の公立高等学校に在籍しており、かつ特別支援教育支援員（以下、支援員）の支援を要す

Table 1 各ケースの肢体不自由生徒本人のプロフィール
 中学校卒業時の学籍 身体障害者手帳 日常生活動作 医療的ケア その他

ケース	性別	障害種	中学校卒業時の学籍	身体障害者手帳	日常生活動作	医療的ケア	その他
A	男性	脊髄梗塞(後天性)	公立・通常学級	1級	杖や歩行器等を使えば歩行可能だが、基本的には手動車椅子を使用。移動介助のみ必要でその他介助の必要なし。導尿の補助が必要。	なし	全日制の公立高校に在籍 高校1年の在学中に発症 短期間、特別支援学校高等部に転学後、高校に復学
B	男性	脊髄性筋萎縮症II型(先天性)	公立・通常学級	1級	ストレッチャー型の電動車椅子を使用。食事、排泄、衣服の着脱、身の掃除・整理整頓は、全介助。会話は可能だが、書字はできない。	なし	全日制の公立高校に在籍 私立2校から受験拒否
C	男性	脊髄性筋萎縮症II型(先天性)	公立・通常学級	1級	電動車椅子を使用。食事は一部介助。排泄は便座への移動支援のみ必要。衣服の着脱、身の掃除・整理整頓は、一部介助が必要。会話、書字は可能。	なし	定時制の公立高校に在籍 私立2校から受験拒否
D	男性	頸髄損傷・C1レベル(後天性)	公立・通常学級	1級	車椅子で介助を受けて移動。食事、排泄、衣服の着脱、身の掃除・整理整頓は、全介助。会話は可能だが、呼吸器を付けているため聞き取りづらい。書字はできない。	たん吸引	全日制の公立高校に在籍 私立2校から受験拒否

る高校3年生の肢体不自由生徒全5名の保護者に研究の主旨を説明し、調査協力の同意を得られた4名を対象とした。

2. 調査方法

調査方法は、インタビューガイドに基づいて半構造化面接によりインタビュー調査を実施した。インタビューの場所は、基本的には肢体不自由生徒が在籍する高校で行った。対象者には、主に、①入学までの経緯(進学理由、中学校との連携等)、②入学前の要望とその対応(事前の話し合い、高校・県教委への要望等)、③入学後に生じた困難とその対応(各教科、教員・友人等との関係、進路等)について尋ねた。対象者には高校入学から卒業までの経験について語ってもらうため、インタビューは肢体不自由生徒の高校卒業後に実施した。インタビュー内容は、対象者の許可を得た上でボイスレコーダーにて録音した。またインタビュー時に不明瞭な点については、後日電話やメールで確認を行った。データ収集期間は、平成26年3月～平成27年7月であった。

3. 分析方法

まず、インタビュー調査から得られた内容を全て逐語録に起こしインタビューデータとした。高校入学前から卒業までの時系列的な変化にも着目し、インタビューデータを読み進めながら研究目的に関連する具体例に焦点を当て、他の類似具体例をも説明できる文章を抜き出し、ラベルを作成した。その際、分析ワークシートを作成し、ラベル名、ヴァリエーション、理論的メモ等を記入した。データ分析中、随時新たなラベルを生成し、個々に新た

な分析ワークシートを作成した。同時並行で他の具体例をデータから探し、ワークシートのヴァリエーション欄に記入した。対極例についての比較の観点からデータをみることにより、解釈が恣意的に偏ることを防いだ。その結果をワークシートの理論的メモ欄に記入した。次に、生成したラベル同士の関係を検討し、複数のラベルからなるサブカテゴリー、カテゴリーを生成し、カテゴリー相互の関係から分析結果をまとめ、結果図を作成した。一連の分析過程については、特別支援教育に携わる大学教員1名、特別支援教育を専攻する大学院生3名で妥当性の検討を行った。カテゴリー、モデルに関しても、討議を重ねることにより、客観性の確保と妥当性を担保した。

4. 倫理的配慮

インタビュー調査では、学校長および各対象者に研究目的、方法、インタビュー内容の録音、プライバシーの保護、参加の自由等について説明し、調査協力の承諾を得た。面接開始前に、改めて口頭と文書により同意を得てインタビューを実施した。なお、録音した音声データは、研究責任者が厳重に保管し研究終了後に破棄することとした。本調査は、東京学芸大学研究倫理審査委員会の承認(受付番号174)を得て実施した。

III. 結果

高校入学から卒業までの肢体不自由生徒の学校生活を支える保護者の考えや具体的にを行っている支援の状況、その中で実感した課題を明らかにするために4つのケー

スのラベル全 137 枚の類似・相違点を検討した。分析の結果、【高校入学への強い意思】、【私立高校による入学拒否】、【他の生徒と同様に扱ってほしい】、【学校に支援・対応を任せる】、【学校行事に参加させるための努力】、【支援員のあり方を見直す】、【他の生徒とのかかわりを促す】、【寄り添った進路指導の要望】、【施設・設備面の改善】の 9 つの 카테고리、31 サブカテゴリーを生成し、それらの結果図を Fig.1 に示した。以下、【】はカテゴリ名、《》はサブカテゴリー名、『』はヴァリエーションを示した。

また、A から D までの各ケースの肢体不自由生徒の概要は Table 1 に示した。インタビュー対象とした A から D までの保護者は、すべて母親で年齢は全員 40 代であった。

1. 【高校入学への強い意思】

まず、【高校入学への強い意思】のカテゴリが抽出された。保護者は、『特別支援学校に進学するという考えもありませんでした、他の子と同じように勉強してその中でいろんな関わりを学んでと思ってましたので（保護者 D）』のように《高校に進学するのが当然のこと》と考えていた。その上で、『本人が通いやすいところではないといけないということがありました。だから近いところで県立高校で自宅から一番近いところを進路の際には考えてました（保護者 A）』のように《通学圏内の高校への進学希望》や『小中学校と違って、高校は教室移動があるからそれができないとちょっと困るなあと思ったので。できたらバリアフリーでエレベーターなり何かあるところがいいなと思って（保護者 B）』のような《バリアフリー設備の整った高校への進学希望》をもっていることが示されていた。また、『普通の健常と言われる子どもたちを育てると一緒だと思うんですけど、逆算して考えていくと特にやっぱり障害のある子どもですから最大の目標は自律ですね。自分で立つことはできないけれども、自分を律するという意味の自律を私たちは目標としていた。親から離れて 1 人で生活、自分の力で生きてもらう。それをやってもらいたいと思っていましたので、そうすると逆算していけば、それは 1 人で生活するためには、高校に行く必要がある。そして、それなりの高等教育を受けてもらわなければいけない、ということは考えてました。自律のためですかね（保護者 C）』と述べられているように将来的な《自律のために高校教育が必要》であると考えていた。

2. 【私立高校による入学拒否】

【高校入学への強い意思】のカテゴリと関連して、【私立高校による入学拒否】をされた経験があることが指摘されていた。ケース B、C、D は、公立高校だけではなく私立高校への入学も視野に入れて進学先を検討していたが、『私立だったので、ネットで調べて「車椅子でも生活できますか」みたいなそういうのを出したら、「うちの学校はバリアフリーにはできてません。」っていうふうにはっきりいうのが大体私立で。二校か三校にそういうことを言われました（保護者 B）』のように《施設・設備面の不備による入学拒否》や『まあ私立なんですけれども、一応滑り止めということで、受けた方がいいのかなあとと思い、ちょっと打診してみたんですけども。やはり学校に入ってから介助の体制が整えられないということで、やはり誰か一人付くってなると、それだけ人件費もかかるので。パートの方にしろなんにしろ、やっぱり 100 万とかってかなりのお金がかかってくるので、それができませんっていうことで（保護者 C）』といった《支援員が配置できないことによる入学拒否》があることが述べられていた。また、『なんか具体的に色々言わなくて。ただ説明会に行ってみて、施設も整っているしこの学校なら通えるかなと思ったんですけど、校長先生に話を伺ってみたら、何の理由もなくうちの学校では対応できないと思います、ここで生活するのは難しいですって言われました（保護者 B）』と述べられているように、《理由なく一方的な入学拒否》をされているケースもみられた。このような経験から、『私立高校で、その子のためにお金をかけて特別な対応というのは難しいのはわかるけど、まずはどうやったら受け入れられるかという視点で考えてほしい。私立の方が設備はいいんだからもう少し人の理解というか、こういう子どもが進学する可能性があるということも理解して欲しい（保護者 D）』と述べているように、《私立高校へのインクルーシブ教育の理解を求める》声も聞かれた。

3. 【他の生徒と同様に扱ってほしい】

高校入学後の保護者の考えとして【他の生徒と同様に扱ってほしい】のカテゴリが抽出された。【他の生徒と同様に扱ってほしい】のカテゴリでは、『いろいろ難しいこともあるんですけど、いろいろ工夫しながら出来る限り同じような勉強したり、体験をさせてくださいということは言いました（保護者 D）』のような《同じような体験をさせてほしい》ということや『高校側から

要望されたことっていうのは特に思い当たらないんですが、一応一貫して幼稚園からずっとそうなんです。一貫して、障害があるからできないですね、見学ですっていう最初からそういうスタンスはやめてくださいってことは、入る前に必ずお願いしていることで、で、結果やっぱりできないからっていうのは仕方がないけど、始めから、車椅子の子はダメだからっていうことで、見学っていうのはやめてくださいっていうのは高校にもお願いしましたね（保護者 C）』といった「障害があるからできないと決めつけたくないでほしい」ということを高校側に理解してほしいと考えていた。

4. 【学校に支援・対応を任せる】

入学後の保護者の考えとして、【学校に支援・対応を任せる】の категорияも抽出された。保護者は、『学校で起こることについては、学校の中でご対応いただきたい。もちろん手伝える部分は手伝いますが、とは言っても共働きなので学校にすべてを任せてました（保護者 B）』のように基本的に「すべての対応を学校に任せる」というスタンスであった。『やっぱりその私達が付いているということも考えなかった、小、中学校の中でまず自立していくためにはやっぱり私や夫が付いていくなんてのは絶対ありえないことだったので（保護者 C）』と述べられているように「保護者は学校に常駐しない」という考えをもっており、高校による支援や対応を求めている。

5. 【学校行事に参加させるための努力】

【学校に支援・対応を任せる】の категорияと関連する【学校行事に参加させるための努力】の categoriaが抽出された。基本的に学校に支援・対応を任せるという考えをもっているながらも、学校行事の際は保護者によるサポートが行われていた。例えば、『修学旅行なんかでも親元離れるとなった時に、うちの子は、夜間だけバイパップという鼻マスクの人工呼吸器をつけるんですよ。それが医療的ケアにあたるというのでこれが大問題になるわけですよ。看護師さん付けなければいけないってなりますよね。Cさん（生徒本人）が困っちゃうから、私たちが自力で看護師を見つけたんです、知り合いの看護師さんをお願いして（保護者 C）』のように保護者が「自力で看護師を見つけた」ことにより宿泊学習に帯同させることができたことや『そうですね。校外学習のときには下見に行きます。鎌倉も行きましたし。他の子に迷惑をかけずに、一緒に行動できるようにするために息子が一度はお母さんと一緒に行っておきたいっていうの

で（保護者 D）』のように「校外学習の場所を下見」を行い、スムーズに行事が進行するように保護者が配慮していたことが語られた。また、『観光バスに乗れなかった時のことを考えて自分で車を借りてへついていって。子ども達が民泊に行った時はついていけないので、私とホテルに泊まる、別行動（保護者 A）』といった「保護者による修学旅行の同行」をしていたことが述べられており、できるかぎり他の子と同じように学校行事に参加できるように保護者が努力していた。

6. 【支援員のあり方を見直す】

保護者が実感した今後の課題として、まず、【支援員のあり方を見直す】についてのカテゴリが抽出された。保護者は、『結局、学校につかなくていいのは支援員さんがいるからで、いてくれないと移動もトイレもすべて困りますもん。絶対必要です（保護者 C）』のように、「支援員は不可欠な存在」として捉えており、支援員活用の効果を実感していた。その上で、例えば、『ものすごい重労働なのでやっぱりその経済的にね、そこをもうちょっとなんとか支援していただきかったなというのもありますよね。金銭的な面でもう少し優遇されてもいいんじゃないかと思います（保護者 C）』のように「支援員の待遇を見直す必要性」があることや『何か資格みたいなものがあってやってくれる人がいたほうがこっちとしても安心です。支援員さんは何か資格がある人がやるわけじゃないのでそういう面もしっかりしていった方がいいのではないのでしょうか（保護者 A）』のような「資格のある人に支援員をしてほしい」といった支援員の活用における要望や課題があることも指摘していた。また、『高校になるとちょっとやっぱり本人もうざいってうか、そこはお前いてくれなくてもいいよみたいのところとかね。きっと、うるさいな一とか何で来るんだよというようなところもあったのかもしれない。中学のそういう状況に比べると、関係性もが少し変えて離れる時は離れるというか。（保護者 B）』のように「肢体不自由生徒と支援員との距離感の難しさ」があることも述べていた。さらに、『支援員制度がありますというところがあるじゃないですか、そういうところの良い所と悪い所がおそらくあって、例えば、制度で決まっちゃってるところってもう時間が決まっちゃってたりするじゃないですか。9時から何時まで、例えば9時から14時までとかね。そうやって決まっちゃってる行政が結構あったりするんですよ。だけどうちの子はそういうわけにも

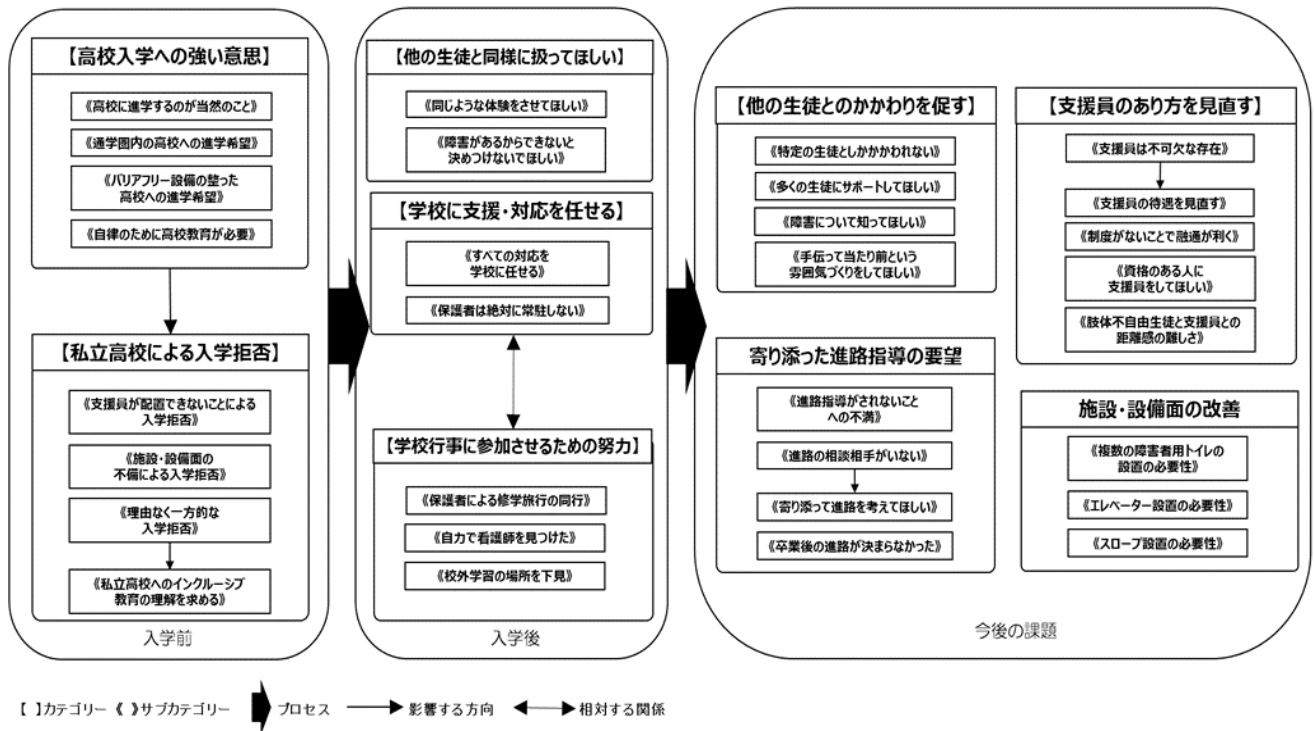


Fig.1 保護者へのインタビューによる結果図

いかないのですよね。例えばクラブ活動のときにはじゃあ誰がつくんだとか、それを私たちもここでも問題になってだけ。その制度になっちゃってると、その時間にあわなければダメってなっちゃうから、マニュアル化しない方がいい場合もある。だけど、多くの人が活用するには、制度があった方がいい場合もある。という実感ですね、いいのか悪いのかわからないけど(ケースB)』といった「制度がないことにより融通が効く」対応をしてもらうことができたと述べる保護者もみられた。

7. 【他の生徒とのかかわりを促す】

そして次に、支援員や学級担任に対する要望として抽出されたのが【他の生徒とのかかわりを促す】のカテゴリーである。『友人関係は、まあこれは本当に小学校から通じていることですがけれども。やっぱり関心がない子は関心がないっていうか。やっぱり手伝ってくれる子っていうのは限られていて。あとはどうですかね、多分呼吸器つけてるっていうのとかで、ちょっと引いてみるのかもしれないですけど、特定の子としか関われなかったみたいです(保護者D)』のように「特定の生徒としかかわりえない」様子が語られた。また、『欲張りかもしれないけどやっぱり多くの子に手伝ってほしい、失敗してもいいからサポートしてほしいというのはやっぱりあります、そういうかわりが多いといいですね(保護者A)』といった「多くの生徒にサポートしてほしい」という思

いや『どんな障害か、どんな症状か、せっかくインクルーシブや共生と言われてるんだから、そういう部分をうちの子を通して知ってほしい(保護者B)』のように「障害について知ってほしい」と考えていた。そして『一番は、みんなが自然と、サッと手伝ってくれたら嬉しい…それはエゴかもしれないけど、担任の先生や支援員さんにはそんなことが当たり前の雰囲気になってくれたら嬉しいということは伝えました(保護者D)』のような学級担任や支援員に対して「手伝って当たり前という雰囲気づくりをしてほしい」といったことが要望として挙げられていた。

8. 【寄り添った進路指導の要望】

次に、【寄り添った進路指導の要望】のカテゴリーが抽出された。保護者から『なんかもうちょっと進捗状況とか、なんていうのかな。あとちょっとこういうものなんだっていうのを知らせるとかはしてもらえるとよかったかなあ。大学入試を受けるにあたってみたい。何もなかったでそこがすごく不満でした(保護者B)』のような「進路指導がされないことへの不満」や『進路で困ってても誰に相談していいのかっていうのはありました(保護者A)』のような「進路の相談相手がない」といった進路指導が十分に行われていないことを指摘する意見がみられた。このような対応により、『結局卒業後進路が決まらなくて困りました、自分たちも手探りで

したけど（ケースC）のような最終的に「卒業後の進路が決まらなかった」事実が述べられていた。『私でさえ、家の子にどんな進路が向いてるのかといったことがわからないのにそれを先生たちに押し付けるというのはしなくていいんですけど、わからないなりにただ寄り添って考えてくれるだけでも私たちの気持ちとしては全然違います（ケースA）』といった当事者に「寄り添って進路を考えてほしい」という思いをもっていった。

9. 【施設・設備面の改善】

そして最後に、【施設・設備面の改善】の必要性があることが指摘された。『やっぱり、各階にトイレは必要ですね。いちいちトイレのために一階に戻るといのは大変ですから（保護者A）』といった「複数の障害者用トイレの設置の必要性」や『移動を考えてエレベーターはついたほうがいいなとは思いますが、まあお金もかかるし、全ての学校にというのはなかなか難しいかなとは思いますが（保護者C）』のような「エレベーター設置の必要性」、『できるなら動くところだけでもスロープをつけてもらえたらもうちょっと行動範囲が広がるのかなと思います（保護者B）』「スロープ設置の必要性」といった学校のハード面の整備を求めており、肢体不自由生徒が学校生活をスムーズに送るためには、物理的なバリアを取り払っていく必要があることを指摘していた。

IV. 考察

本研究では、高校入学から卒業までの肢体不自由生徒の学校生活を支える保護者の考えや具体的に行っている支援の状況、その中で実感した課題を明らかにすることを目的とした。

1. 学校選択における課題について

まず入学前では、保護者は高校進学への強い希望を持っており、通学圏内でバリアフリー整備の整った学校を重視しながら学校選択をしていることが示されていた。白石・森本（2005）でも、肢体不自由の子どもをもつ保護者が友人関係、送り迎えの負担等を考慮して自宅から近い地域の学校への進学を希望していること、入学後の学校生活のしやすさを考えて施設設備の充実した学校を希望していることが報告されており、本調査結果もその内容を支持するものであった。またその上で、施設・設備面の不備や支援員の配置が不可能なことにより、私立高校から入学を断られた経験があることが述べられていた。

田部・高橋（2009）では、私立高校では、特別支援教育を推進する経費は国・自治体から支給されておらず、各校の自助努力に任されている状況にあり、特別支援教育支援、チームティーチング等の体制整備に行政支援が不可欠であることを指摘している。また高野・泉（2017）も、教員研修や巡回相談、特別支援学校のセンター的機能の活用のいずれの取り組みにおいても、私立高校を対象としている各都道府県及び政令指定都市教育委員会が半数以下である状況を報告している。肢体不自由生徒の高校進学の際の選択肢を増やすためにも、公立高校だけではなく私立高校の障害理解、施設・設備面、研修の充実等を国や自治体が連携し早急に図っていく必要がある。

2. 高校生活における保護者と学校との関係性から生じる課題について

保護者は、修学旅行の同行や校外学習の場所を下見する等、学校行事の際には、他の生徒と同様に活動に参加させるために並々ならぬ努力していることが明らかとなった。学校行事の意義として、活動を通してさらなる人間関係が構築されること、友達の新たな姿を知ることができることを挙げており、学校行事がより人間関係を深める機会であることが指摘されている（藤井・森, 2017）。教科学習に比べて支援や対応の意識が届きにくい学校行事ではあるが、生徒同士の交流の場や経験を広げる機会として学校生活の中では重要な事柄であるため、ここでの支援・対応の充実も求めていきたいものである。他方で、学校行事の対応以外については、保護者は【学校に支援・対応を任せる】という考えを持っており、【他の生徒と同様に扱ってほしい】という思いも持っていることが示されていた。これまでに学校との支援についての認識の相違により保護者が落胆するケースがみられたり、学校側もまた学校運営の中で保護者による過度な要求やクレームに戸惑う等、意見の違いから両者に衝突がみられることが報告されている（本多, 2006）。また、高野（2018）によれば、肢体不自由生徒が在籍する学校の管理職、学級担任は、すべてのことを学校任せにするのではなく可能な限りの保護者によるサポートを求めており、その上で、当事者側からの過度な支援の要望や対話が成立しない一方的な主張により対応に苦慮している現状もあることを指摘しており、今回の調査結果と比較すると両者の考えに相違がみられた。肢体不自由生徒側の要望に対して可能な限り学校側が対応することが求められるが、当事者側も学校側の状況を理解し、可能な限り協力

し、協同的に生徒の学校生活を支えていく姿勢が求められる。そのためには、定期的に両者による対話の場を設け、肢体不自由生徒の学校生活に携わる関係者が共通理解を図った上で支援を行っていくことが望まれる。

3. 肢体不自由生徒の高校生活を支援する上での課題について

そして今後の課題として大きく4つが挙げられており、まず【支援員のあり方を見直す】必要性があることが述べられていた。保護者が学校に肢体不自由生徒の支援・対応をある程度安心して任せることができた要因として、特別支援教育支援員が配置されていたことを挙げていた。保護者は、「支援員は不可欠な存在」として捉えており、活用の効果を実感していた。その上で、「支援員の待遇を見直す必要性」があることや「資格のある人に支援員をしてほしい」といった支援員の活用における要望や課題があることも指摘していた。また、常に肢体不自由生徒に寄り添うのではなく、必要な時だけそばにいてサポートを行うといった支援員の関わり方にも改善が必要であることが明らかとなった。石山・山本(2013)は、支援員の職務内容は他の職員に比べてかなり曖昧なものであり、支援員自身がどこまで職務をこなせばいいのか分からず、困惑している状況であることを報告しており、支援員の仕事が学校現場の中で明確に位置付けられることが、より専門的な支援ができる支援員の育成につながることを指摘していた。また、細野・北村・五十嵐(2014)は、職務内容については満足しているものの、給与・謝金に対して不満をもっている支援員がいることを報告している。学校現場において支援員が効果的に活用されるためには、資格の必要性の検討や職務内容の明確化、給与面での待遇といった多くの課題があり、今後これらの体制整備を早急に進めていく必要があると考えられる。そして実際の教育現場の中では、どこまで支援をすべきかの支援の範囲や内容についても学校関係者、当事者間で十分に共通理解を図ることが大切であり、本当に必要な部分のみの支援を提供していく支援員のあり方も求められる。

また2つ目の課題として、【他の生徒とのかかわりを促す】対応を支援員や学級担任に要望していた。保護者から肢体不自由生徒の交友関係の狭さを否定的に捉える様子が語られた。本多(2006)でも、保護者が他の児童生徒から「声をかけてくれる」ことを肯定的に捉えているが、それ以上の放課後に遊ぶ等の自然な友人関係の形

成に難しさを感じていることを指摘している。その上で学校関係者が子ども同士の友人関係に配慮し、理解を促す支援が必要であることを指摘している。学級担任は、クラス運営の中でできる限り多くの生徒が肢体不自由生徒とかかわれる活動の機会を作り、その中で支援の仕方やかかわり方を指導していくことも大切である。また支援員についても文部科学省の「特別支援教育支援員を活用するために」の中で、支援を必要とする児童生徒に対する、友達としてできる支援や適切な接し方を、担任と協力しながら周囲の児童生徒に伝えることが役割の一つとして記されている。肢体不自由生徒が他の生徒とコミュニケーションが取りやすいような環境調整等を行うとともに、学級担任や特別支援教育支援員等には、肢体不自由生徒と他の生徒との人間関係に配慮するためのバランサーとしての役割も求められると考えられる。

そして3つ目に、【寄り添った進路指導の要望】が挙げられており、十分に進路指導が行われていないことへの不満や相談相手がおらず不安な気持ちを抱えたまま卒業後の進路を探している状況にあることが示されており、最終的に卒業後の進路が決まらない事実があることも本研究から明らかとなった。保護者は、学校側が進路に関する適切な情報提供できなかつたとしても、寄り添って一緒に進路を検討してほしいという思いをもっていた。松浦・城戸・田丸(2008)では、当事者が高校卒業後の進路等に関する悩みを特別支援学校に相談していることが報告されていたが、この背景としては高校での進路指導が十分に行われていないことが関係していると考えられる。当然のことながら、肢体不自由生徒本人や保護者も早い時期から高校卒業後の進路見据えて準備や対応を行うことが大切であるが、その上で高校側も当事者の進路希望をしっかりと把握し、進学・就職希望先との連携や情報提供を行っていく等のサポートが望まれる。そのような進路指導を行うためには、学校側にはどのような情報、サポートが必要なのか、進路指導にあたって具体的にどのような課題をもっているのか等を他の事例を検討する中で、今後より詳細に明らかにしていく必要がある。

そして最後に、エレベーターやスロープ、複数の障害者用トイレの設置といった【施設・設備面の改善】の必要性があることが指摘された。以前から、肢体不自由児童生徒が学校生活を送るにあたり施設・設備面のバリアフリー整備は不可欠であることが指摘されている(白石, 2004; 白石, 2006)。高野(2018)では、エレベーターの

整備率は低いものの、階段手すりや障害者用トイレの設置、段差解消のスロープの設置等は、公立、私立の高等学校ともに着実に整備が推進されてきていることを報告している。その上で、高校入学後、生活をしている中で施設・設備面の予期せぬ不備は生じるものであり、そのような場合には人的サポート（例えば、段差がある場合には車椅子を持ち上げて対応、エレベーターがない場合、教室を一階にする等）により柔軟に対応していく姿勢も必要であることを指摘している（高野・泉，2016）。肢体不自由生徒にとって、施設・設備面の整備は最も重要な基礎的環境整備であるといっても過言ではなく、各都道府県により着実な整備が求められる。そして、すべての学校において施設・設備面のバリアフリー化が実現し、障害の有無にかかわらず自身の能力と希望する将来像に沿った高等学校に進学できるようになることが理想ではある。しかし、各自治体により財政面も異なるため実際には困難であるため、環境整備を進めるとともに、高校入学後に予期せぬハード面の不備が生じた場合には、本人の意向を確認しながら人的サポートも活かしつつ弾力的に対応していくことも必要であると考えられる。

V. 本研究による成果と今後の課題

本研究で用いたインタビューデータは、対象者の人数が少なく、それぞれの経験にも偏りがあるため、高等学校に在籍する肢体不自由の子どもをもつ保護者の考えを代表するものではない。保護者の視点から見た主観的な体験は、学校の特色や周囲の人々とのかかわり等によっても変化するものであるため、今後語られなかった現象についてさらに検討していく必要がある。しかし、保護者が肢体不自由生徒の入学から卒業までの高校生活をどのように捉えているのかという点について、一定の手続きで図式化したことで、時系列ごとに生じる保護者の考えや課題を示すことができ、本研究が指針の一つになることが期待される。本研究により示された保護者の高校進学及び高校生活に対する意識や課題が教育委員会や学校側に理解され、それらが着実に解決されていくことで肢体不自由生徒の高校選択の幅が広がり、学校生活がより充実したものになると考えられる。今後はさらなる事例の蓄積とともに、肢体不自由生徒本人、学校関係者（学級担任、支援員等）といった様々な立場から高校生活の支援の状況や課題や関係者同士のかかわり等について明らかにしていく必要がある。また、本調査では対象者の

起因疾患にも偏りがみられるため、脳性疾患や筋原性疾患等により肢体不自由を有する生徒の高校生活を支える保護者への調査を実施し、さらなる課題の検討を進めていく必要がある。

VI. 結論

保護者は、入学前では【高校入学の強い意思】をもっており、子どもの自律のためには高校教育が必要であると考え、通学圏内でバリアフリー整備の充実した学校の進学を希望していた。また進学先を探す中で、【私立高校により入学拒否】の経験があり、インクルーシブ教育の理解を求めている。入学後では、【他の生徒と同様に扱ってほしい】という思いをもっており、障害があるからできないと決めつけずできる限り同じ様な体験をさせてほしいと考えていた。また基本的に【学校に支援・対応を任せる】という考えをもっているが、【学校行事に参加させるための努力】が保護者によって行われており修学旅行の同行や校外学習の場所の下見等をしていることが示された。今後の課題として4点が指摘され、【支援員のあり方を見直す】、【他の生徒とのかかわりを促す】、【寄り添った進路指導の要望】、【施設・設備面の改善】が挙げられた。

文献

- 1) 細谷一博・北村博幸・五十嵐靖男（2014）「特別支援教育支援員の現状と課題：函館市内の支援員への調査を通して」．北海道教育大学紀要教育科学編 65(1), pp157-165.
- 2) 本多昌子（2006）肢体不自由児統合教育についての母親面接をめぐって：障害のある子どもを地域の学校に通学させるということ．教育科学セミナー, 37, pp41-51.
- 3) 藤井佑介・森輝美（2017）「児童の意識調査を通じた学校行事に関する一考察 —運動会と修学旅行を中心として—」．教育実践総合センター紀要 16, pp145-153.
- 4) 石山貴章・山本彩未（2013）「小・中学校における特別支援教育支援員の活動の実際と課題 —Focus Group Interview(FGI)を通じた検討から—」．就実論叢 43, pp47-61.
- 5) 松浦孝明・城戸宏則・田丸秋穂（2008）「高等学校に在籍する肢体不自由生徒に対する学習支援」．筑波大学特別支援教育研究 3, pp13-18.

- 6) 文部科学省 (2013) 「教育支援資料」 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2014/06/13/1340247_09.pdf (参照 2018-8-23) .
- 7) 文部科学省 (2013) 「平成 25 年度公立高等学校入学選抜における「障害のある生徒」に対する配慮の件数」. www.mext.go.jp/component/b_menu/.../1366766_08.pdf (参照 2019-2-13) .
- 8) 文部科学省 (2007) 「特別支援教育支援員を活用するために」. www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/002.pdf (参照 2019-4-18) .
- 9) 白石淳 (2003) 「身体障害のある生徒の後期中等教育学校への入学に関する調査研究：両下肢機能障害のある生徒の学校生活と高校への入学を困難とする問題について」. 北方圏生活福祉研究所年報 9, pp7-21.
- 10) 白石淳 (2004) 「学校施設におけるバリアフリーの整備の推進に関する一考察--高校におけるエレベーターの設置の過程をとおして」. 人間福祉研究 (7), pp 93-102.
- 11) 白石淳・森本真紀 (2005) 「身体障害のある児童生徒に対する通学の支援に関する調査研究：普通学級の入学・通学の際に保護者が意識する困難な問題からの検討」. 人間福祉研究, 8, pp141-153.
- 12) 田部 絢・高橋 智 (2009) 「私立高校における特別支援教育の実態と課題--全国私立高校悉皆調査から」. SNE ジャーナル 15(1), pp63-92.
- 13) 高野陽介・泉真由子 (2016) 「肢体不自由生徒の高等学校入学および学校生活に関する課題や意識についての質的研究—高校関係者へのインタビュー調査を通して」. 学会誌「育療」 59, pp53-61.
- 14) 高野陽介・泉真由子 (2017) 「都道府県・政令指定都市教育委員会への質問紙調査による高等学校に在籍する肢体不自由のある生徒の教育・支援の実態と課題についての検討」. 横浜国立大学教育人間科学部紀要 教育科学 I , pp1-18.
- 15) 高野陽介・泉真由子 (2019) 「肢体不自由生徒の高校進学・高校生活における困難さやニーズの検討—当事者団体に所属する肢体不自由者への質問紙調査から」. 特殊教育学研究 57(2), pp85-94.
- 16) 高野陽介 (2018) 「高等学校に在籍する肢体不自由のある生徒の教育実態および課題に関する研究」. 博士 (教育学) 学位論文, 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科.